第

4913

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 1月 31日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

♀ 平成 26 年税制改正(法人課税関係)

 \mathbf{Q} : 平成26年の税制改正で、法人課税に関するものには、どのようなものがありますか?

 $oldsymbol{A}$:主な改正には、次のようなものがあります。

【解説】

平成26年度の税制改正には、次のようなも のが盛り込まれています。

- ①復興特別法人税の1年前倒し廃止 復興特別法人税の課税期間を1年間前倒し で終了することとする。
- ②交際費課税

交際費等の損金不算入制度について、次の 見直しを行った上、適用期限を2年延長す る。

- イ.交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金に算入することとする。ただし、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用を含まない。
- ロ. 中小法人については、イと現行の特例と の選択適用ができる。
- ③地方法人課税の偏在是正 法人住民税法人割の税率を引き下げると同 時に地方法人税を創設して、平成26年10月 1日以後開始事業年度から適用する。
- ④法人事業税の税率の改正法人事業税の税率を引上げ、平成26年10月1日以後開始事業年度から適用する。







